

兼業農家問題の新局面

並 木 正 吉

- 一、農業基本法における兼業農家
- 二、農業白書における所得均衡問題
- 三、生活の均衡と兼業所得

- 四、農業の構造改善と兼業農家
- 五、若干の補足

兼業農家が新たな観点で問題となっている。これまで、兼業農家は、農業の近代化にとって「歓迎されざる客」であった。専業農家にくらべ土地利用が粗放であり、農業の総生産額をふやす政策目標にとってマイナスであった。また、専業農家が規模を拡大し、自立経営になろうとするのに対し、兼業農家が農地を手放さないことによって、この規模拡大の大きな障害となってきた。

しかし、最近、とくに貿易収支の黒字基調の定着が問題とされはじめて以来、農業の総生産を増大することは、至上命題ではなくなった。「日本農業の食料供給という役割の減少」⁽¹⁾が明らかに、食料供給に、海外からのそれを重視せざるを得なくなったことが、兼業農家の土地利用の粗放さによるマイナス条件を軽減することになった。

また、農業における規模の拡大が「土地の農業」においては困難になったが、「施設の農業」においては著しく進み、しかも、日本の農業が全体として「施設の農業」へ比重を移しはじめたことも、規模拡大における兼業農家のマイナス条件を緩和することになった。

さらに、もう一点、重大な事実が明らかとなった。それは、農業従事者と他産業従事者の生活水準の均衡という目標が、極めて、限られた農家にのみ妥当することとなり、農業基本法制定当時、想定されていたとみなされる約半の農家については、それが過大であることが明白となったことである。したがって、所得均衡において、兼業所得を考慮せざるを得なくなったことである。昭和四五年二月の『総合農政の推進について』は、農政の基本的方向として「農業で自立しようとする農家については農業所得により、それ以外の農家については農外所得の安定増大により」生活水準の均衡をはかることを、はじめて公式に表明した。

この小論においては、以上の諸点を、農業基本法の制定、その後の経過に即して整理し、兼業農家問題について、新たな観点を重視する必要をのべたものである。兼業農家の問題を別の角度からみると、日本農業の問題そのものにはかならない。したがって、この小論は、日本農業の考え方についても、新たなアプローチの必要を主張しているものである。また、これまでの筆者の理解についての反省、訂正をふくむものである。だが、この日本農業そのものについての検討は、別の機会をもつことにしたい。さらに、兼業農家の問題のなかでたとえば、主婦の重労働とか、社会的安定勢力としての役割についても、ここでは取り扱わないことにした。⁽³⁾

順序としては、はじめに、所得均衡における兼業所得の位置づけをのべ、次に、農業生産の担い手として兼業農家の役割の評価基準の変化、土地の農業の規模拡大についても、兼業農家のマイナス条件が軽減したことを明らかに

にした。

注(1) 小倉武一「一九七〇年の農業」『農業構造問題研究』第四七号。

(2) 農政審議会『価格政策等中間報告』(昭和四五年一二月)では、農政の基本的方向の第一に「農産物および食料品の安定的かつ効率的供給を図る。この場合の供給には国内産業による生産は勿論のこととして輸入によるものを含む」とした。

(3) 兼業農家がこれまでどのように扱われてきたかについての詳細な文献については、石橋俊治「農業兼業化に関する研究」『農業技術研究報告 H (経営土地利用)』第三七号別冊(昭和四二年三月)がある。それによると、兼業化問題は、主として、資源の有効利用の観点から扱われている。

また、昭和三〇年代は、兼業化と農家経済との関係については私経済的立場からは「兼業は農家経済の所得水準或いは所得額の向上に対して一般的に役立っている、であるから合理的」であるということ、わざわざ指摘しなくてはならない状況であった(渡辺兵力「兼業化と農業生産」『本誌』第一二巻第三号、昭和三年七月、六〇頁)。

一、農業基本法における兼業農家

「農業基本法」においては、兼業農家という言葉はない。したがって、どんな考えでいたか必ずしも明らかでないが、兼業農家を主として構造政策の対象として扱っていたと思われる。第二十条で「国は、家族農業経営に係る家計の安定に資するとともに農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従って適当な職業に就くことができるようにするため、教育、職業訓練所及び職業紹介の事業の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする」として、離農の円滑化をのべているのが、それである。この第二十条は、基本法の第四章 農業構造改善等のなかにあり、第十五条は「家族農業経営の発展と自立経営の育成」、第十六条は

「相続の場合の農業経営の細分化の防止」、第十七条は「協業の助長」、第十八条は「農地についての権利の設定又は移転の円滑化」、第十九条は「教育の事業の充実等」を扱い、第二十条で「就業機会の増大」をのべたあと、第二十一条で「農業構造改善事業の助成等」を扱っているのである。

すなわち、こんごの農業の担い手として、家族農業経営を自立経営に育成すること、また協業を助長することを定め、自立経営になり難い農家については「就業機会の増大」をはかつて、農業以外の分野で自立できるようにすることを定めているのである。

ところで、就業機会をふやすことは、そのまま、完全に農家からぬけ出すことを意味しない。家族労働力のなかで、誰れかが農業労働力としてとどまることも可能だし、また兼業の場合は、勤務のかたわら農作業に従事することもできる。この場合は、兼業収入の増大、第二種兼業農家への傾斜と理解できる。農業基本法が、この状態を否定しているとはいえない。第二十条は、明示的に兼業農家の存在を否定しているわけではないし、また、第二条、「国の施策」の大綱を定めたというところの第七号の「近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従って適当な職業に就くことができるようにすること」も、同様に、兼業の存在を否定したとはいえない。しかし、少なくとも旗色鮮明ではない。このアイマイさは、思うに、当時、貧農切り捨てが論ぜられたことに對する配慮という側面もあるう。しかし、農業基本法が兼業農家を「望ましくないもの」、自立経営の育成にとつて「目のうえのタンコブ」的存在とみなしていた心証もまた残るのである。⁽¹⁾

第一条はいうまでもなく「国の農業に對する政策の目標」である。ここでは「国の農業に關する政策の目標は、

農業及び農業従事者が……他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大し他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを以て、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする」ことが定められている。そのための「国の施策」として第二条で選択的拡大、農業生産の増大、経営規模の拡大・近代化、流通加工過程の合理化、農産物価格の安定、自立経営の育成、環境条件の整備など八号にわたる施策を定めている。

この第一条の「均衡する生活」を営むために、兼業所得がどのような役割をはたすべきものかは明示的には示していないが、文面からはあくまで「自立経営への育成」を通じて農業所得の増大による所得均衡が考えられていたと思われる。少なくとも眼目はそこにあり、どうしても自立経営に移行し難い農家については、他産業への離農が考えられ、兼業農家は離農への経過点であるとする理解といつてよい。事実、当時は実態認識として、農家を三分し、上層は農業所得で、下層は兼業所得で生活が可能だが、中間の農家はどっちつかずで生活水準が一番低いという判断があり、この中間層をできるだけ農業所得で自立できるようにすべきだとする考えが支配的であった。⁽²⁾

注(1)(2) 「漠然と考えれば、現在農業を営んでいる六〇〇万農家をすべて従来のような農業によって維持し、他産業従事者なみの生活を営ませることができれば、それが最も望ましいことであり、それを目標にすることがいかにも人間的に見える。だがそれは、果して可能であり、また妥当であろうか。農業が他産業との同等を主張しうるためにはまず農業経営が農業として自立しうる経営になることが必要ではなからうか」(農村法制研究会編「農業基本法の手引き」、昭和三六年刊、一一七頁。農林省担当調査官執筆部分)。

「農林省のわれわれは、兼業農家というつまらないような気がして、あまり喜ばないような風潮があるようです。……しかし外国の本を読んでいると、パートタイム・ファーマーというものをそんなに非難していない。日本の農林省や学者先生ほどには偏向をもって取扱ってはいないのです。……しかし、わが国の場合はどうもそうではないようです

が、これをどうするかということについては、私は二つの関連において考える必要があると思うのです。

一つは所得均衡との関連です。……これはヨーロッパの兼業農家もやはりそうですが、これはわれわれが庭いじりをするように、農業者が畑仕事をしても悪いことはないじゃないかということで支持されている。所得の若干のプラスになるということで支持されているのです。（この意味では）兼業農家は日本の大勢を占めつつあるから、それを頭において所得均衡ということを考えなくてはならない……。それから農業に専念して、非常に生産性も高いということを前提にしての所得均衡であれば、それなりの所得均衡が考えられなければならないわけで、兼業農家はそういうことと関連してくる……。

そこで、所得均衡を考える場合にも、そういう農業でちゃんとやっていける、生産性も相当高い……それから生活内容も都会の勤労者……町の勤労者と比べれば均衡がとれる農家を考えるということであれば、おのずから所得均衡の目標がつくし、また農業のあり方としての経営規模、家族構成について見当がつく……。

そうすると、貧農がかわいそうだ……ということになるが……いわゆる貧農という範疇が日本にあるかどうか知らない……五反未満の農家は、五反から一町の農家にくらべて一人当り所得はむしろ多い……問題はむしろ五反から一町歩の農家だ……これは兼業の方へ力を入れて兼業をふやす方をやってもらうか、経営規模を拡大（するように）助力をするという必要がある……」（小倉武一『農政の曲り角』、農民教育協会、昭和三六年刊、七〇～七三頁）。

この引用文は、農業基本法に先だって検討された『農業の基本問題と基本対策』（昭和三五年）について、その中心的役割を果たした小倉氏が、この内容について農林省ホールで職員に対し行なった講演の一部である。所得均衡が、具体的には、農家の過半数について、農業所得に即して考えられていたことがうかがえる。いいかえれば、自立経営の可能性をもつ農家として、少なくとも幾つものものが考えられていたということであろう。

二、農業白書における所得均衡問題

農業基本法は、第六条において「農業の動向に関する年次報告」を政府に義務づけ、この内容に「農業の生産性

及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の所見」がふくまなければならないとしている。この「年次報告」の第一回が「昭和三十六年度農業の動向に関する年次報告」として公表になった。それには、生活水準の比較は、農家と非農家の世帯員一人当たり家計費についてなされたこと、耕地規模別にみた農家と非農家とのそれもなされていることの、二つの内容をふくんでいた。耕地規模別農家の生活水準が盛りこまれたことは、農家らしい農家についての所得均衡を見るための工夫であったとみられる。

このような比較は、その後も一貫してつづいている。注目すべき追加としては、昭和四一年度の「年次報告」で、製造業労働者の一日当たり賃金と農業従事者の一日当たり農業所得を比較した表がある。これは、農業の生産性の項目であつかわれているが、生産性のみならず厚生の要素をふくむものである。⁽¹⁾ また、農業基本法での「農業従事者」と他産業従事者との均衡ある生活」のもっとも端的な尺度の「一つともみられるものである。

農業の動向に関する年次報告で採用された「所得均衡」の指標一覧

	昭和36年	37	38	39	40	41	42	43	44
農家と非農家の1人当たり 家計費	{全国平均 耕地規模別}	○	○	○	○	○	○	○	○
製造業労働者と農業従事者 の1日当たり賃金と所得	{全国平均 耕地規模別}	×	×	×	×	○	○	○	○
農家総所得	{全国平均 耕地規模別}	×	×	×	×	×	×	×	×

注(1) ○印は採用，×印は不採用.

(2) 年次は、報告書の年次を示す。

また、昭和三九年度の「年次報告」では農家総所得という新しい項目が加わり、農家所得と被贈、扶助等の収入の合計額を示すことになった。同時に可処分所得について農家と勤労者を比較することになった。しかし昭和四〇・四一年度報告では脱落し、四二年度から復活して四四年度に至っている。⁽²⁾

ただ、この可処分所得の比較については、耕地規模別や専兼業別の比較はなされていない。その意味では、農家らしい農家について可及的に勤労者世帯との生活均衡をはかろうとする姿勢が薄くなったといえるかも知れない。もっと積極的にいえば、兼業所得が生活の均衡に果たすべき役割が無視できなくなったということでもあろう（前頁の表を参照）。

第1表 農家所得の推移は、兼業所得の動向に注目して、農家所得の推移をまとめたものである。昭和二五年から四四年までの二〇カ年をみているが、まず、調査方法の改正があつて連続しなくなった三一年までをみると、この六カ年について、農家所得は農業所得を主役にして増大した。なおこの表には示していないが、念のために記せば昭和二七年頃から、農家所得の勤労者所得に対する相対的低下が注目され、これが危機感を高め、農業基本法へと結びつくのである。それはともかく、二五年から三一年までに、農家所得のふえた部分の六八%までが農業所得であつた。

昭和三二年から三四年までの二カ年間については、事態はことなっている。この期間については、兼業所得が主役となっている。このことを、ここでとくに注意するのは農業基本法の制定当時、利用しえた最新の資料が、すでに農家所得の増大の主役の交替を示唆していたことを確認したためである。なお、第1表（その2）に明らかにように、伸び率は、すべての時期について、農外所得のほうが高かつた。このことも今から考えれば、もっと重視

第1表 農家、農業、農外所得の推移（昭和25～44年）

（その1）

（単位 1,000円）

	農家所得	農業所得	農外所得	対前年増減額	
				農業所得	農外所得
昭和25年	215.7	147.4	68.4	—	—
26	267.1	185.0	82.1	37.6	13.7
27	283.6	198.6	85.0	13.6	2.9
28	302.7	201.2	101.4	2.6	16.4
29	317.4	212.9	104.4	11.7	3.0
30	358.1	255.6	102.5	42.7	Δ 1.9
31	339.7	231.0	108.7	Δ 24.6	6.2
32	340.6	192.7	147.9	Δ 38.3	39.2
33	349.5	196.8	152.6	4.1	4.7
34	372.8	206.8	166.0	10.0	13.4
35	409.5	225.2	184.3	18.4	18.3
36	459.5	236.7	222.8	11.5	38.5
37	525.4	269.8	255.6	33.1	32.8
38	584.9	288.8	296.1	19.0	40.5
39	666.6	318.8	347.8	30.0	51.7
40	760.8	365.2	395.6	46.4	47.8
41	861.4	413.3	448.1	48.1	52.5
42	1,029.7	510.1	519.6	96.8	71.5
43	1,125.7	527.0	598.7	16.9	79.1
44	1,250.0	529.3	720.7	2.3	122.0

（その2）

（単位：1,000円）

	増加額と寄与率			増加率（年率）		
	農家所得	農業所得	農外所得	農家所得	農業所得	農外所得
25～31年	124.0 100%	83.6 67%	40.3 33%	7.9%	7.8%	8.0%
32～34年	32.2 100%	14.0 44%	18.1 56%	9.5	7.3	12.2
32～41年	520.8 100%	220.6 42%	300.2 58%	10.9	8.9	11.7
42～44年	220.3 100%	19.2 9%	201.1 91%	10.2	1.9	17.8

資料：農林省『農家経済調査』各年度による。

すべきであつた。

昭和三年から四一年までについては、ますます明瞭に、兼業所得が農家所得の主役となつたことを示している。この期間では兼業所得の寄与率は五・八％に達している、昭和四二年は、米の大豊作と農産物価格の上昇によって、農業所得は前年に対し二・三・四％も増大し、農外所得の一六％増大を大きく上まわつた。しかし、この年が農業所得の伸びについては、最後の輝きを示す年になつた。昭和四二年から四四年にかけて、農家所得はその九・一％まで兼業所得に依存してふやしているのである。

農業基本法制定当時の「生活の均衡」は眼目は農業者が中心であり、農家らしい農家が、農家六〇〇万戸のなかの半分を占めるもの、少なくともその可能性をもっているという前提のもとに考えられていた。農家の生活水準の上昇率が勤労者のそれを下まわり、農業をとりまく危機意識が強かつた当時、農家は、農業所得によってその所得を伸ばしていた。そのような状況が三〇年までつづくのである。一方、勤労者の世帯当たり所得は昭和二七年の二五万円から三二年の三九万円へと、年率八％強、実質で四％の伸びを示していた。追いつけない伸びではない。今になって考えてみると、この環境が、農業所得を主役とする生活の均衡について、可能性へ挑戦させることになつたように思われる。しかし、その後の経済成長は、殆どすべての人の予想をこえた。農業所得も農産物価格の上昇に助けられて予想をこえる伸び方をした。しかしそれ以上に農外（兼業）所得が伸びた。この兼業所得に支えられて、農家と勤労者との所得均衡が著しく進んだ。所得の格差は縮小した。『農業の動向に関する年次報告』は、はじめは慎重にこのことを認め、「この年は良かったが来年は不安である」とした。しかし昭和四〇年頃からは、この縮小が極めて自然の動向であるような叙述にかわつてゐる。

以上の経過のなかに、農家と勤労者との均衡ある生活という目標の理解に微妙な変化が生じたことが伺われるのである。

すなわち、農業基本法では、いわゆる所得均衡は、あくまで農業所得の増大を通じてはかるという考えであり、そのような政策の対象となる農家が少なくとも半分に達するものとしていた。しかし、農業白書によって実績を記述する時には、農家は兼業所得によって所得をふやしはじめていた。農業所得で所得均衡をはかることのできる農家は、予想をこえて少なかった。農業所得を主役として均衡のとれた生活を実現しようとし、そのためには、兼業農家の耕地の縮小や完全な離農を促進しようとした農業基本法の考えが、農家を農業でやってゆくものと、農外所得でやってゆくものの二つにわけ、両者を均衡問題の主役とする考えに変わるといふ推移が不可避となったのである。³⁾これは一時的な動きではない。そのことを項を改めて検討しよう。

注(1) 「格差の是正ないし均等の実現については、いかなる指標をもつて判断するかというところ：第一は、農業者の農業生産所得と非農業者の生産所得を比較すること。これは農業と非農業との生産性の比較である。第二は、賃金部分、地代部分、利潤部分などをふくめた混合所得としての農業所得と他産業従事者の勤労所得とを時間当りで比較することである。これは農業と非農業の生産性の比較に厚生の観点が加味されている。第三としては、農家と非農家たる勤労者世帯の世帯員一人当りの所得を比較することもできる。これは農業と非農業の厚生性の比較である」(小倉武一『日本の農政』、岩波新書、昭和四〇年刊、一九三頁)。

(2) 正確には、四〇年度報告でも、農家経済の概況の項目のなかに、農家経済の推移として、可処分所得が示されたが、勤労者世帯との比較はない。四一年度報告においても同様である。

(3) いわゆる所得均衡に対する農家の対応と農政の対応が、農業基本法の制定されたらちょうどその時点において、明瞭なスレちがいを見せたことは、政策の目標と手段の関係についてよき教材を提供している。

第2表 農業自立経営の推移

	自立必要所得 に下限	農業家の自立 経営の比率
昭和35年	48万円	8.6%
40	83	9.1
41	92	9.9
42	103	12.9
43	118	9.9
44	132	8.5
…	…	…
50	260	…

資料：『農業白書』。

三、生活の均衡と兼業所得

第2表は、昭和三五年以降の農業自立経営の推移をみたものである。

ここで農業自立経営というのは、「農家と生活環境の類似した町村在住の勤労者を比較の対象にとり、世帯員一人当たり所得で均等する水準以上の農業所得をあげている農家」のことで、「年次報告」における定めにしたがったものである。

第一、自立経営に必要な農業所得の最低額は、昭和三五年四八万円、四四年一三二万円であって、年率の上昇率は複利計算で一・二%に達している。

第二、農家戸数に対する農業自立経営の比率は、昭和三五年から四二年までは増加していたが、四二年の一三%をピークとして低下してきている。

第三、農業基本法制定以降の実績では、農業自立経営は、一貫して農家の一〇%前後であった。

以上、三点の示す意味をもう少し考えてみよう。自立経営に必要な農業所得が昭和三五年の四八万円から四四年の一三二万円へと九ヵ年で約三倍に近い上昇を示した。年率一・二%での上昇であるから一〇年で三倍の速さである。農業生産の実質の成長率は、高くても三%でいどであるから、この年率一・二%という成長率がいかに高いものだったか、どうして可能であったか不思議な値なのである。これは、主として農産物の価格上昇によって可能となったのである。農林省統計調査部『昭和四二年度自立経営農家の成立に関する調査結果』（昭和四五年刊）によると、

昭和三五年から四二年までの間、稲作で自立経営となった農家は、水田面積を一八アール、九%ふやしたにすぎず、しかもその増加分の五一%までが開こんによるものであった（ただし都府県のみ）⁽¹⁾。

昭和四三年以降、農業自立経営が減少するのは、農産物価格の上昇率の低下、とくに米価のそれによるところが大きい。したがって今後についても、自立経営農家の頭数が減少し、全体の農家戸数に対する比率も低下するものとみてよいであろう。比較の対象となるべき町村在住の勤労者の賃金水準の上昇が、これまでの動きにもましてさらに激しいものと予想されることを考えれば、農業自立経営の相対的・絶対的低下は必至とみななければならぬ。もっとも、この見通しについてはさらに立ち入った検討が必要である。しかし、この点に関しては、国民所得計算を利用した既刊の拙稿にゆずることにしたい。⁽²⁾

この第2表は、要約して、農業自立経営が農家の $\frac{1}{2}$ をしめるような比率のものとなり得ないことを示している。したがって、大多数の農家については、「生活の均衡」は農業以外からの収入によらざるを得ないことを示している。そこで三つの問題が生じる。第一は、この農業以外の収入の増加が、兼業収入という形をとるか、それとも完全な離農という形をとるかである。第二は、農業以外の収入が増加する可能性があるか、どうかである。第三は、この農業以外の収入の増加は農業のあり方や農家の生活に対してどのような問題を提起するかである。第三の問題は項をあらためることにして、ここでは第一、第二の問題を考えてみよう。

第一の問いに対する答えは、兼業所得の増大という形をとることが多いということである。その理由の第一は、農家の家族構成である。昭和二〇年代の後半から普及した家族計画によって、農家において子供の数が二人強という状況が進行し、現在では、中学卒、高校卒の年齢のものは、兄弟二人強となっている。もちろん、個別的には男

が二人、三人という家庭もあるが、平均すれば一男一女であつて次男は存在しないといつてよい。農家の労働力は、いまや「あとつぎ」、世帯主、主婦に限られるようになってゐるのである。かれらは、『農家就業動向調査』によると、在宅通勤形態による就職を通例としてゐる。⁽³⁾これは、兼業と結びつきやすい形である。

第二は、農地のもつてゐる家計補充機能である。農家の労働力の就職先は、まだ農地から得られる農業所得を否定してよいほど良好な雇用条件を提示してゐない。⁽⁴⁾

第三は、農地のもつてゐるまさかの時に對する保険機能である。經濟全体の安定成長は、個別産業、個別企業の安定とは別のものである。また、個別企業の安定も自己のポストの安定とは別のものである。このことが經濟の安定成長のもとにおいても農地を手放さないという状態を生む有力な理由である。

もっとも、農業所得は、昭和四四年現在、第二種兼業農家において、農家所得の二一%をしめるにすぎない（『農家經濟調査』）。農業所得だけで生活できる状況はすでに過去のものとなつてゐる。しかし、不安になつたときの農業収入源としての農地は、その実体以上の重みをもたせるのである。

第四は、財産保全機能としての農地の役割である。第二、第三の機能は、兼業収入の上昇と安定化によつて弱化するはずである。たとえば、一つ一つの職場が不安であつても、通勤圏内における職場を見いだすことができれば、その兼業所得は安定してゐるといえる。また、その賃金水準の上昇も、テンポの差はあれ確実である。詳しくは後述するが、第二、第三の機能は傾向として弱化するものと考えてよい。しかし、この第二、第三の機能弱化は、同時に農地の非農業部門への転用の可能性の増大を意味するのである。いいかえれば、地価の上昇に対する期待をもたせることになるのである。

第3表 農業経営の継続についての意向

(単位 %)

兼業農家問題の新局面	農業経営をどうするか 農業労働の中心者が働	世帯主が「農業を主とし、あつぎが「恒常的勤務」の農家(第2タイプ)	世帯主、あとつぎが「恒常的勤務」の農家(第3タイプ)
	農業をやらざるを得ない	10.4	14.1
	妻や息子の嫁などに農業を続けさす	64.5	65.6
	請負耕作など、人に頼んで農業を続ける	7.0	8.3
	あとつぎを退職させて農業を続ける	13.7	6.0
	その他	4.4	5.9
	計	100.0	100.0
今後どうするかについて	条件次第では農業を縮小しないしやめる	34.0(100.0)	41.7(100.0)
	うち、農外収入がもっとふえ、生活が楽にできるようになった場合	(34.1)	(34.4)
	地価が上昇し農地が有利に処分でき、それで将来の生活が保障されるようになった場合	(31.5)	(26.5)
	小作料がもっと高くなり、貸付ける側の条件が有利になった場合	(10.0)	(14.2)
	どのような条件があっても、農業を続ける	66.0(100.0)	58.3(100.0)
	経営を拡大したい	(18.7)	(11.5)
	現状維持でいく	(81.3)	(88.5)

資料：農林省『43年度農家経済調査——農家世帯員の就業状況に関する補充調査』。

注. 農家戸数のなかで「第2のタイプ」は18%、「第3のタイプ」は10%をしめる。

もし、農地法が、この財産保全機能を賃貸形態で保証し、農民がそれを信用するならば、第四の理由があっても、農業以外での所得が兼業所得という形になることはない。農家は、農家であることをやめ、一個の地主としてその財産保全機能を維持すればよい。しかし、その可能性は少ないといわねばならない。第3表は、あとつぎが恒常的勤務についている農家(第2タイプと表示)、世帯主、あとつぎがともに恒常的勤務についている農家(第3タイプと表示)が、農業継続の意志が強いことを示し

ている。もっとも、このような意志は、多分に流動的であると解釈することもできる。しかし、少なくとも現状を知る一つの参考となるだろう。「地価が上昇し、農地を有利に処分でき、それで将来の生活が保障されるようになった場合」、農業を縮小ないしやめると答えているものについても、農業の縮小にウェイトがかかっているといえよう。

次の問題、兼業所得はふえうるか、に移ることにしよう。この問いに対する答えは、「イエス」である。

第一、工場の地方進出が促進されることである。問題はそれでいどである。「新全国総合開発計画」は、昭和六〇年の工業生産額を昭和四〇年の五・六倍とみていた。これを基準として、各県が長期計画をたてているが、たとえば、新潟県は昭和六〇年、可住地面積当たり県内生産額は、昭和四〇年の神奈川県なみとなっている。この地方計画には、多少の我田引水はまぬがれないが、「新全総」以降の工業生産額は、予想をこえて伸びており、二〇年間で約一〇倍が見込まれている現状である。⁽⁵⁾したがって、多少の我田引水の地方計画も結果的にはひかえ目のものとなる公算が大きい。

第二、雇用が雇用を生むという乗数効果を考えることができる。これは所得の上昇に伴う商品経済の深化と拡大の問題である。

第三、稲作の機械化による主婦労働力の解放が進むことである。手労働にゆだねられていた刈取作業の機械化は、バインダー、自脱型コンバインの普及によって著しく進んだ（四五年度バインダー普及台数五〇万台、小型コンバイン一〇万台）。主婦農業の主役が稲作労働であっただけにこの作用は大きいといえよう。⁽⁶⁾

第四、生活水準の上昇に対する社会的強制が、日本人について、また農家についてとくに強いことがある。

このように、兼業所得増大への条件は、内外ともにととのつてきている。事実、最近の統計は、そのことを十分に裏づけている。第一、農業就業人口の減少率は、昭和四四年度四・六%に上昇し、四五年（ただし暦年）は六・三%の減少率となっている（『労働力調査』）。第二、農業就業者からの転職が四四年に前年より二〇%もふえ一七万人に達し、とくに三五歳以上、また女に著しい増加があった。四五年度に入つて、さらにこの傾向が強まっている。第三、兼業所得は四四年度二〇%の伸びを示したが、これは過去になかった大きさであり、四五年度に入つて一〇月に至る期間では二三%の増大となっている。⁽⁷⁾

兼業所得の増大で注目すべきは、北海道、東北などの米どころの伸びが大きくなっていることである。正確には、米の生産調整によつて、農業所得の伸び難くなつたていどの高い地帯において、兼業所得は、これまでになく伸びていることである。昭和三四年から四二年に至る八ヵ年と、四三年から四四年にかけての一ヵ年との兼業所得の伸びは全国が一五・三%と二〇・三%であつたのに対し、北海道は五・六%と一九・一%、東北は一四・五%と二三・二%であり、また北陸は一五%と二二・六%、北関東は一六%と二三・五%、山陰は一三%と三二・九%であり、いずれも後期の伸びが、全国のそれ以上に高いのである。そうならないのは九州だけである。⁽⁸⁾

ここに例記した地区は、北陸、北関東を別として、兼業地帯ではない。これまで兼業機会にめぐまれなかつたところである。それなのに、四四年度の兼業所得の伸びが大きかつたのは、農家の生活水準上昇への社会的圧力が働いたことを考慮しなくては正しい理解とはいえないであらう。

兼業所得の増加率についての以上の経過から、昭和四五年二月、農林省が閣議諒解事項として次の如き態度を明らかにしたことは極めて自然であつたといえよう。『総合農政推進について』（四五年二月）は、農政審議会『農政

推進上留意すべき基本的事項についての答申」(四四年九月)を受けたものであるが、そこでは、「農政の基本的方向」の第四として「農業で自立しようとする農家については農業所得により、それ以外の農家については農外所得の安定増大により、他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準を確保することを旨として所得の向上につとめることである」とのべている。この考え方は農業基本法での所得均衡の考え方の修正、少なくともあるいは不明瞭だったところについての具体化とみてよいだろう。

注(1) ただし、北海道のみは、昭和三五年の二八九アールから四二年の四三二アールへと水田面積をふやし、このふやした面積のうち開田によるものが三七%、購入によるもの五七%であった(本文と同じ資料)。

昭和四二年では、北海道は、その農家の五一%までが自立経営農家となっていた(昭和四三年度農業の動向に関する年次報告)。

(2) 拙稿「自立経営の成立条件」『本誌』第二卷第一号、昭和四三年一月を参照。

(3) 昭和四三年度において、あとのりの六三%までが在宅通勤形態をとり、あとのりのなかの「学卒新規労働力」についても五八%までが、そうであった。世帯主については九〇%、主婦については九四%(二五歳以上の就職者を主婦とみなしての計算)までがそうである。

(4) しばしば指摘されているように、在宅通勤者の就職先は、離村就職者のそれよりも悪い。しかし、このことを資料で示すことは必ずしも容易でない。「農家就業動向調査」によって、両者の就職先の産業別構成比をみると、製造業比率では三八%と四六%となっていて、在宅通勤者の不利を示すが、金融不動産、運輸・通信、電気・ガス・水道、農協、公務の計については一九%と一〇%となり、在宅通勤者のほうが有利となる。建設業はともに一%で差はない(昭和四三年度)。しかしながら、農業所得をあてにしないで済むほど、農外収入の水準が高くないことはたしかであろう。

(5) 飯島貞一「一九七〇年代の工業立地の動向」『農業構造問題研究』第四七号。

(6) 昭和四五年秋の米の収穫は、その四割近くが、バインダーまたは自脱型コンバインによってなされたものと推定され

る。二、三年のうちに八〇%までが機械で刈られるようになるであろう。田植えの機械化は、昭和四六年度から、メーカ―が量産体制に入るので、本格的普及段階に入ったといえよう。

(7)(8) 農林省『農家経済調査』。

四、農業の構造改善と兼業農家

兼業所得の増大に伴う農業へのいききょうについて考えてみよう。

「兼業化の傾向は、わが国の産業構造・社会構造において必然的なもののように見えるし、また生活水準の上昇という点からいって認ざるべきであるという見解もむろん存する。だが、それでは農業そのものの発展は期しにくいであろう。また、農業に専念しようとする人々の期待に応えることはできないであろう」(小倉武一『日本の農政』、岩波新書、三二三頁)。

ここで指摘されていることは、農業そのものの発展、すなわち農業生産の増大、生産性の向上、「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化——農業基本法第二条における農業構造改善の定義——」にとって、兼業化の傾向は好ましいものではないということである。筆者も、従来、このような考え方をしていた。しかし、このごろはこの考え方について再検討の必要を感じている。そのことをここでのべてみたい。

兼業農家の存在が、農業の発展、農業の近代化、農業に専念しようとする農家の努力に対し、マイナスの作用をもつと考えられる理由は次の如きものであろう。

第一、土地利用について、兼業農家が粗放であること。

昭和三九年度『農業の動向に関する年次報告』は、昭和三八年度の第二種兼業農家の反当農業純生産が二・五万円、専業農家の三・五万円、第一種兼業農家の三・六万円の七割でいどであることを指摘し（二三二頁）、「土地生産性の低い第二種兼業農家が増大してゆくことは、それだけ農業総生産の増大を阻害することである」（二三八頁）としている。この限りにおいて、兼業農家のマイナス条件に疑問の余地がないようにみえる。しかし、そうではない。同じ年次の『農家経済調査』によると、反当米、作粗収入は、専業、第一種兼業、第二種兼業の順に、三・九万円、三・九万円、三・五万円で一〇%の差であり、前述した三〇%の差は主として畜産収入の差である。ところが、畜産収入は、外国のえさの加工という色彩が強いのであるから、日本の土地利用が集約的かどうかとは別だといわねばならない⁽¹⁾。

もっとも、土地利用の面で兼業農家が劣っている事実是否定できないから、第一の理由が全く否定できるわけではない。しかし、農業総生産の増大という目標そのものが、その重みをかえる如き条件の変化があれば話は別になる。国際収支の黒字基調は、この点で大きな作用をもつことになった⁽²⁾。

第二は、「耕地規模を拡大し自立的経営を展開しようとする農家にとって耕地の流動性という観点」から問題が生じることである。かりに第一の理由があっても、この第二の理由がなければ兼業農家の農業生産のなかでしめるシェアが漸次減少し、第一の理由の重みが低下するはずである。したがってこの第二の理由がより根本的だといえる。最近一〇カ年の動きに即して判断すると、農地の流動性と無関係な規模の拡大が進んでおり、その傾向はますます強化されつつある。畜産における飼料加工的・工業的畜産の発展、やさいにおける施設園芸の増大がそれである。

「これまで日本の農業は同質的性が強かった。この同質的農業から、いまや土地の農業と施設の農業ともいうべきものに分化し出したのである。土地の農業とは農業に投入される資本のうちで土地資本が優位を占めるものである。在来(3)の耕種農業はその典型であろう。施設の農業は投入資本のうち土地ではなく施設が優位を占めるか、少なくとも土地の農業に比して土地資本のウェイトが少ないものである。この施設の農業は、一九六〇年代には農業総生産のうち二〇%内外ではなからうかと憶測するが、一九七〇年代には四〇%から五〇%程度には達するのではなからうか」(小倉武一「一九七〇年代の農業」『農業構造問題研究』第四七号、二頁)。筆者は、酪農についても、都市近郊型・粕粕農型(3)のものがそのシェアを高めるものと判断しているから、小倉氏の見込み以上に「施設の農業」の比重は高まるもの(3)と考える。このことは、規模拡大における農地の流動化の必要を低下せしめるものである。

それのみではない。農地の流動化を必要とする「土地の農業」の典型である米作についても、土地の流動化を伴わない規模の拡大が進んでいる。しかも、このタイプの「規模の拡大」で大型化したものが発生している。たとえば愛知県下には、大型トラクターによる賃耕で、個人で年間二〇〇ヘクタール(延べ面積)以上を達成したものが散見されるようになった。かれらのうち、トラクターつきでオペレーターを雇い、その力をかりて年間一、四〇〇ヘクタールをこなした者(稲沢市)もある。そうして、かれらは、この賃耕のほか、刈取、調整、防除についても大規模な請負作業を行ない、田植えを除き、稲作の大部分を「作業単位の規模拡大」方式によって引き受けるに至っている。

『農業調査結果報告』(昭和四二年度)によると、田のは、場作業を請負させた農家は、都府県で一七〇万戸、その面積は六二万ヘクタールであった。これは水田の二〇%に相当する。この作業は主として賃耕とみてよい。(4)このほ

場作業請負わせ面積の増減傾向を明示する統計がない。したがって、この「作業単位の規模拡大」の動きが、今後どうなるかについては、若干の条件分析をする必要がある。愛知県の平坦部でこの動きが目立つ理由として次の三点が考えられる。

第一、兼業機会が多く、作業を請負わせることへの需要が大きいこと。

第二、水田面積について、一定の規模やまとまりがあること。愛知県以上に兼業機会の多い東京・大阪・神奈川県では、水田のまとまりがないため作業を請負わせている水田面積比率は、それぞれ八%、六%、一四%であり、全国平均の二〇%、愛知県の二八%にくらべて著しく少ない（『農業調査結果報告書』昭和四二年度）。

第三、大型農機具・中型農機具の効率がよいこと。このためには、その地帯の農機具の普及が少ないこと、⁽⁵⁾区画整理ができていること、作業日数が長いことなどの条件が必要である。⁽⁶⁾

以上の三つの条件は、今後、東北・北陸の米どころにも妥当する趨勢にあると考えてよい。西欧においても、アメリカにおいても、この耕種農業の「作業請負い」は早くから普及しており、日本だけの動きではない。⁽⁷⁾土地の流動性の乏しい日本においては、西欧以上に、この動きが注目されよう。

要約して、兼業農家が、農業の規模拡大に対してもつとされたマイナスの諸条件は、解消ないし減少しつつあると判断してよいのである。⁽⁸⁾

注(1) 「農家兼業化が農業生産に及ぼす影響は、土地生産性についてもつとも顕著である。しかし、それがそのまま農地の粗放利用を意味するか否かについては、さらに十分なる検討を要する。第二種兼業農家の土地生産性、具体的に反当農業純生産は専業、第一種兼業農家にくらべ三〇%位低い。その限りににおいて土地の利用度が劣っているように見え

る。水田反当粗収入については、この差は一〇%でいどで、前記三〇%の差は耕地の利用率の差にあるものである。

しかし、具体的にみると、表の裏作利用については差はみられず、この差は作目構成では、もっぱら、そさい、くだもの、たばこにおける差である。これらそさい、くだもの、たばこについては、専業、第一種兼業農家が、その耕地を十分に利用しつくしているかどうか疑問があり、また畜産物が反当農業純生産の差に寄与している点も少なくない。これはその飼料の多くが、購入されていることからみても、そのまま土地利用の差を意味しない。したがって、最近の農業生産の伸びの鈍化は、第二種兼業のみの問題ではなく、専業、第一種兼業農家を含む全体の問題である。

もっとも、兼業農家の農地が全農地のなかに混在していることの作用については、十分なる配慮が必要である」(全国農家労働力対策協議会・全国農業会議所『兼業化の進行にともなう農家労働力対策——農家兼業化の問題点と対策の方向』昭和四一年四月)。

(2) 輸入総額のなかの農産物輸入額の比率は、昭和四一年の二三・八%をピークに、四二年二〇・二%、四三年一八・五%、四四年一七・九%と低下をつづけている(昭和四四年度『農業の動向に関する年次報告』)。また『昭和四四年度経済白書』によれば、素原料輸入弾性値(鉱工業生産に対する)は、昭和三〇年代の一年以上という状況から、四〇〜四三年には〇・八三、とくに四三年には〇・六二となり、黒字基調の構造的要因となった。

(3) 昭和四三年の日本の農業粗生産額は、米四六%、畜産二二%、やさい・くだもの・花の計で一八%、その他一四%であった。昭和五二年における見込みは、それぞれ三二%、三三%、二三%、一二%である。この見込みは、その後の米の過剰によって修正されることになった。都市化の進んだ東京都・大阪府・神奈川県・愛知県については、米の比率は四三年現在、六%、二四%、一一%、三二%であって、都市化に伴う米の比率低下がよみとれる。もっとも、米の比率はその地帯が、もともと水田地帯か畑地帯かによっても左右されるから、耕地のなかの水田比率に対する農業粗生産のなかの米比率の割合(水田志向率と呼ぶ)をみると、大阪三〇%、神奈川三三%、東京三六%、愛知五〇%であって、全国平均七八%に対し、水田志向率は明らかに低い。「施設の農業」への志向が高いのである。

なお、農業のタイプをさまざまなものに分ける必要が強まったことに関し、逸見謙三『農業』(現代経済シリーズ、筑摩書房、昭和四五年刊)に紹介されているH・F・ブレイマイヤーの考えは、興味ぶかい(同書五〇頁以下)。

(4) この判断は、昭和四二年末における動力耕耘機の普及が全農家の五五%に達していること、耕耘を機械力でなした水

田が九〇％に達していること、動力耕転機の普及が大きな農家に多いことから総合的にみちびかれたものである。もっとも、東北地方では、田植え作業を請負わせた面積も無視できないように思われる。いずれにせよ、明確な目的意識をもった統計が望まれる。

(5) (6) この賃耕のことも普及している稲沢市は苗木の産地であって、一戸当たり水田面積が小さく、農機具の導入も少ないところである。しかも、田植えや刈取がもっともおそい地帯である。

東北、北陸などの米どころは農機具の普及率が高い。したがって、稲沢市での賃耕普及の条件の一つを欠いている。しかし、買いかえ時期が迫っていること、兼業収入の機会がふえ、一日当たりの日雇い賃金が、昭和五〇年までには二〇〇〇円をこえたとみられることを考えれば、この米どころでも、愛知県に始まった動きが普及するとみてよいのではない。現に富山県の西部平野地帯では類似の動きが進んでいる。

(7) 『農業構造問題研究』第三九号の七〇頁以下、とくに七一頁の「農作業請負組織の進展」の項をみよ。

(8) 「土地の農業」にふくまれるもので果樹と酪農を無視するわけにはいかない。前者については、米作と同様、くだもの地帯の兼業農家が、作業を専業農家に依頼する動きがみられるようになった。後者の酪農については、草地酪農の存立可能性を、非農業部門との地代負担能力に即して検討すること、水田利用の酪農については、その外、機械力の駆使に耐えうるような集団的・大規模利用の可能性を検討することが必要でないかと考える。私見では、これは土地問題であって、それを克服したタイプの酪農だけが存続しうるのではないかと考える。

五、若干の補足

若干の説明を補足したい。

第一は、農家所得のなかでしめる農業所得の比率についてである。前述の第1表では、農家所得を農業所得と農外所得の合計として扱った。しかし、農家の所得としては、このほか年金や他出した家族（世帯員とはみなさないも

第4表 農家の主婦の主な仕事でみた働きぶり

	昭和43年	38年
	100 %	100 %
主として農業	71	73
主として農業 { 農業にも従事しない }	3	2
主として農業 { 農業はしない }	1	1
主として勤務 { 農業にも従事しない }	6	3
主として勤務 { 農業はしない }	3	3
家事、育児が { 農業にも従事しない }	13	14
主として家事、育児 { 農業はしない }	3	4

資料：農林省『農家就業動向調査』。

注：25～59歳の女子を主婦とみなした。

の)からの出稼ぎ送金などがあり、『農家経済調査』においては「出稼・被贈収入」として計上されている。これに加えた農家所得は昭和四四年度で一四〇万円である。そのうち、農業所得は五三万円で三八%にすぎない。それだけでない。昭和四六年度を試算すると農業所得比率は三〇%になってしまふ。これは、農業以外の所得が年に二〇%ずつ伸びるものとし、農業所得は昭和四六年度に六〇万円になったとしての計算である。『農家経済調査』の速報値からみて、この値は極めて確率が高い。したがって、昭和五〇年までには、農業所得比率は二〇%ということになる。このような実態が明示された状況では、農家・非農家の所得均衡という問題に、農業所得を中心にしてアプローチする考え方の非現実性は万人にとって明白となるだろう。そして、「農家とは何か」という問題がのびきならぬものとして提起されるであろう。

農家世帯員の就業状況で、注目に値するのは、主婦の兼業化である。昭和四三年度農家就業動向調査によれば、主婦で農業を主とするものは、第4表に示されるように七一%に達する。「勤務」や「自営兼業」を主とするものは一三%にすぎない。その限りで、主婦はいぜんとして農業を主たる仕事としているといつてよい。だが、もう一つ、別の側面がある。農外就労の経験者が急増しているという事実がそれである。

労働省婦人少年局『農家婦人の農外就労に関する調査(昭和四四年刊)』によると、主婦の約半数が、農外就労の経験をもっており、しかも、その経験者

第5表 専業・兼業別の農業シェア（都府県）

（単位 %）

		農 家 戸 数	経営耕 地面積	農 業 専従者	農 業 定額 資本額	農業粗 生産額	う ち 稲 作
専 業	昭和34年度	33.7	42.4	45.6	42.0	44.1	43.4
	39	20.5	27.4	36.7	28.1	30.5	25.1
	44	14.5	20.9	30.1	24.1	26.0	18.8
I 兼	34	34.1	39.1	39.4	38.6	40.3	40.1
	39	37.2	48.6	48.0	47.2	50.2	52.7
	44	34.0	46.9	51.7	45.1	49.6	49.7
II 兼	34	32.2	18.5	15.0	19.4	15.6	16.5
	39	42.3	24.0	15.3	24.7	19.3	22.2
	44	51.5	32.2	18.2	30.8	24.3	31.5

資料 農林省『1970年世界農林業センサス』、『農家経済調査』。

注(1) 戸数シェアは、表示年度の翌年2月現在である。

(2) 昭和45年度『年次報告書』より引用。

兼業農家問題の新局面

七八

のうち半数以上は四〇年以降における経験者である。この報告書は、昭和四〇年代における農家の主婦の「なだれ」のような兼業化を示しているのである。もっとも、この報告書の対象は兼業農家である。全農家については、二〇%を割り引く必要がある。調査当時の四三年の兼業農家は八〇%であったからである。

それはともかく、『農家就業動向調査』とこの『農外就労の調査』との値の差は、前者が主として何に従事しているかによって分類し、後者が、多少とも経験のあるものすべて把握していることから生じたものである。すなわち両者を総合して判断すれば、主婦は、農業のかたわら農外就労することが急増しているということになる。農家にとって兼業機会が激増していること、そして今後もそうであろうことは前述した。この動きのなかで、主婦も一役をかつているのである。昭和三〇年代の後半では、世帯主の兼業進出があり、主婦の農業労働の過重が問題となった。しかし、この時代には、主婦の主な農作業である米作りの

労働時間は減少していた。したがって、世間で問題になったほど労働時間はふえていなかった。だが今や、主婦も、また兼業化しているのである。

第二は、第二種兼業農家の農業生産の担い手としての比重についてである。第5表によると、昭和四四年現在第二種兼業農家は戸数では五二%を、耕地面積では三二%をしめるが、農業粗生産額では二四%、農業従事者では一八%を占めるにすぎない。また、三四年から四四年までの推移をみると、戸数と耕地シェアはパラレルにふえているが、農業従事者は殆どふえず、農業粗生産額はふえてはいるがそのていどは少ない。

この二つの事実から、第二種兼業農家はふえるにもかかわらず、農業粗生産の担い手としての比重はだんだん低下していることが明白である。恐らく実態はもっと低下しているにちがいない。なぜなら、かれらの農業生産は米作に特化しつつ、その作業は機械力をもっているより大きな農家にまかせてきているからである。

先ばしつていえば、第二種兼業農家は、農業生産者たることをやめ、ますます、耕地所有者、より具体的には、財産保全志向タイプの賃労働者となりつつあるのである。

以上の傾向は、今後、加速されるはずである。わが国の農業生産の比重が「土地の農業」から「施設の農業」に移ること、土地の農業の主役である米作りについて、手労働部門が少なくなり、機械力をつかう部門が多くなると、兼業所得の絶対的・相対的増大があることがその根拠である。

第三は、国際収支の黒字基調をめぐるものである。拙論は、食料供給の給源として、海外を加えることが可能となったことを、兼業問題の新局面の重要な前提としている。したがって、この前提についての判断いかによって答えがちがうのは当然である。しかし、より突込んで考えてみると、食料の海外依存という問題は、「経済大国」

という事実とも不可分である。なぜなら、もし戦前においては、国際収支が黒字基調ということになっても、今日ほど海外からの食料供給を考える必要はなかったであろうと思われるからだ。

「経済大国」「高密度経済社会」「資源の海外依存型の経済成長パターン」として特徴づけられる日本経済の体質そのものが、食料についても海外依存という傾向を強めてきたのであって、この傾向が国際収支の黒字基調という現実によって拍車をかけられ、あるいはよりあらわになったとみるべきだろう。もし、そうだとすれば、国際収支の黒字基調という前提については、より包括的に、日本経済の構造変化を指摘する必要がある。ここで構造変化というとき、産業活動の原料・燃料について、戦前の国内依存型から海外依存型への変化という内容に、「あともどりすることが不可能」になった変化という意味をふくめているつもりである。⁽¹⁾

第四は、土地基盤の整備との関連における兼業農家の問題がある。農業の近代化、規模の拡大にとって、土地基盤の整備が必要という事実は、上述の諸条件の変化にもかかわらず存続していると思われる。もしそうだとすれば、兼業農家の農地が混在するという事実は、やはり「厄介なこと」にちがいない。

小論では、兼業農家が農業問題にとって、「厄介なこと」ではなくなっていることを主張してきた。農業生産を全体としてふやす必要は、海外供給の可能性がひらけたことによって軽減した。その意味では兼業農家の土地生産性の低さを、資源の非効率的利用として非難すべき理由も低下した。農業経営の規模拡大についても、「施設の農業」がふえたこと、「土地の農業」については、所有権・賃借権にふれずに、作業ごとにスケール・エコノミーを追求する方式が実現したことによって、兼業農家の厄介さは軽減した。これが主張の要点であった。

しかし、この作業ごとのスケール・エコノミーの追求にとっても、土地基盤の整備は必要でないか。その点で兼

業農家は厄介なものではないかという疑問が残るのである。この点について、筆者はまだ明確な答えを用意していない。だが、土地基盤は、現実には国、県、市町村などの公共投資によってまかなわれていることが多いという事実は、兼業農家の負担を軽くしているので、この点について、何んらかの工夫の余地が残されているように思われる。

注(一) 大来佐武郎氏は、昭和四〇年の日本の産業の原料・燃料の国外依存度が、六〇%に高まったことを指摘していた(金森久雄編『貿易と国際収支』、日本経済新聞社、昭和四五年刊、所収、同氏「資源輸入国日本を自覚せよ」)。

(研究員)